３　２の場合において兼業として不動産業その他の商業を営む場合には、営業費から売上原価及び減価償却費を控除した額をもつて専属営業費とし、工業を営む場合には、製造原価からこれに含まれる材料費を控除した額に販売費（減価償却費を除く。）を加算した額をもつて専属営業費とする。

４　鉄道事業営業費（諸税及び減価償却費を除く。）に含まれる研究開発費については、その性質により線路保存費、電路保存費、車両保存費、運転費、運輸費、保守管理費、輸送管理費、案内宣伝費、厚生福利施設費及び一般管理費に区分して整理する。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の鉄道事業会計規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和六年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和五年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、新規則の規定を適用することができる。

○国土交通省令第三十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特別整備室、施設評価・デジタル高度化推進室、木材利用推進室及び建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官及び営繕技術基準対策官） **第十三条**　整備課に、特別整備室、施設評価・デジタル高度化推進室、木材利用推進室及び建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官及び営繕技術基準対策官それぞれ一人を置く。 ２　特別整備室は、国家機関の建築物のうち特に重要なものに係る次に掲げる事務をつかさどる。 一　営繕工事に関すること（他課並びに施設評価・デジタル高度化推進室、木材利用推進室及び建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官の所掌に属するものを除く。）。 二　官公庁施設の建設等に関する法律第十三条第三項に規定する指導に関すること。 ３　特別整備室に、室長を置く。 ４　施設評価・デジタル高度化推進室は、営繕工事に関する事務のうち、官公庁施設の評価並びにデジタル技術及び情報の高度利用の促進に関する施策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。 ５　施設評価・デジタル高度化推進室に、室長を置く。 ６～11　（略） （企画室並びに交通再構築企画官及び公共交通経営改善対策官） **第二十一条**　交通政策課に、企画室並びに交通再構築企画官及び公共交通経営改善対策官それぞれ一人を置く。 ２・３　（略）	（特別整備室、施設評価室、木材利用推進室及び建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官及び営繕技術基準対策官） **第十三条**　整備課に、特別整備室、施設評価室、木材利用推進室及び建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官及び営繕技術基準対策官それぞれ一人を置く。 ２　特別整備室は、国家機関の建築物のうち特に重要なものに係る次に掲げる事務をつかさどる。 一　営繕工事に関すること（他課並びに施設評価室、木材利用推進室及び建築技術調整室並びに官庁施設防災対策官の所掌に属するものを除く。）。 二　官公庁施設の建設等に関する法律第十三条第三項に規定する指導に関すること。 ３　特別整備室に、室長を置く。 ４　施設評価室は、営繕工事に関する事務のうち、官公庁施設の評価に関する事務をつかさどる。 ５　施設評価室に、室長を置く。 ６～11　（略） （企画室及び公共交通経営改善対策官） **第二十一条**　交通政策課に、企画室及び公共交通経営改善対策官一人を置く。 ２・３　（略）

３　１の場合において兼業として不動産業その他の商業を営む場合には、営業費から売上原価及び減価償却費を控除した額をもつて専属営業費とし、工業を営む場合には、製造原価からこれに含まれる材料費を控除した額に販売費（減価償却費を除く。）を加算した額をもつて専属営業費とする。

（新設）